

# 住居確保給付金のご案内

まずは、電話で相談をお願いします。

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、お住いの家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により  
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

4月30日からはさらに使いやすく・・・  
ハローワークへの求職申込みが不要に

## 主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
①離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により減収し、住宅を失う（失った）おそれがありますか？				<input type="checkbox"/>
②世帯全員の資産及び収入基準額（※）以下ですか？（参考）				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入の上限額 （月額）	123,000円 (84,000円+ 家賃)	177,000円 (130,000円+ 家賃)	223,000円 (172,000円+家 賃)	
家賃の上限額	39,000円	47,000円	51,000円	
資産の上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円	
③上記①の状態になる前に、主たる世帯生維持者ですか？				<input type="checkbox"/>
④求職活動をしますか？（令和2年4月30日からは、ハローワークへの求職申込みは不要となりました）				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、相談受付時間内（午前9時～午後5時：※土日祝除く）に寝屋川市社会福祉協議会に電話（072-812-2040）にて相談してください。